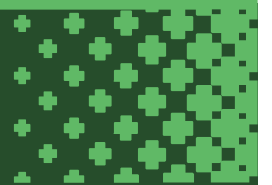




荏田東第一小学校 PTA

規約・細則・規定



目 次

1. PTA 規約 …規 1
* R3 年 2 月 15 日改正
2. PTA 細則 …細 1
* R2 年 12 月 2 日改正
3. 慶弔規定 …慶 1
* R2 年 12 月 2 日改正
4. 資源集団回収規定 …資 1
* R2 年 12 月 2 日改正
5. 個人情報取扱規定 …個 1
* R2 年 12 月 2 日改正
6. スクールゾーン・防犯対策協議会規定 …ス 1
* R2 年 12 月 2 日改正

横浜市立荏田東第一小学校 P T A 規約

第1章 名称および事務所等

第 1 条 名称および事務所等は次のとおりとする。

- (1) 名称は「横浜市立荏田東第一小学校 P T A」（以下、本会）とする。
- (2) 事務局を横浜市立荏田東第一小学校におき、所在地は横浜市都筑区荏田東 3-5-1 とする。
- (3) 本会の設立年月日は昭和 59 年 2 月 18 日とする。
- (4) 本会の経費における口座名義は「横浜市立荏田東第一小学校 P T A 積立金の会」と称する。

第2章 目的および活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が連携して、家庭と学校と地域社会における児童の健やかな成長と児童の笑顔を守ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 本校の教育目標を理解し、学校活動の支援・協力を行う。
- (2) 家庭と学校の連携・協働により、児童の生活環境の充実を図る。
- (3) 学校および地域の教育的環境の向上に努める。
- (4) 会員相互の親睦をはかり、教養を高める。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする自主的な民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 学校教育に対する正しい理解をもって、建設的な協力活動をする。
- (2) 常に児童に視点を置き、児童の教育ならびに福祉のために活動する。
- (3) 本会と目的を同じくする他の団体および機関と連携・協力する。
- (4) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第4章 会員

第 5 条 本会の会員となることができる者は、次のとおりとする。

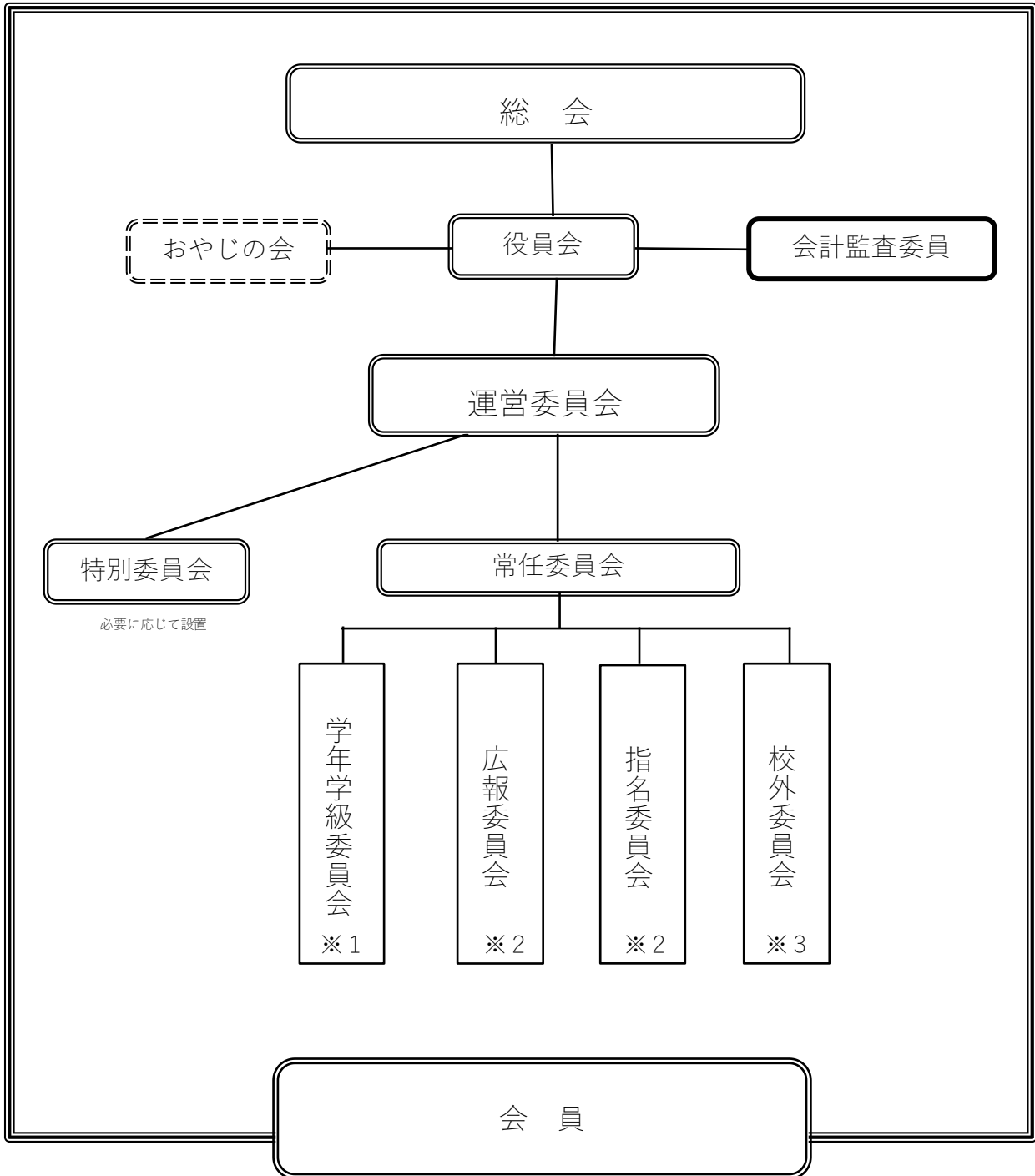
- (1) 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 本会の会員は、都筑区 P T A 連絡協議会、横浜市 P T A 連絡協議会の会員となる。

第9条 本会は、下図の組織体系で運営される。



※1 学年ごとに選出。ただし、1年生の学年学級委員は学級毎に選出する。

※2 学年ごとに選出。

※3 地区ごとに選出。

第6章 総会

第10条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第11条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、原則として年度初めに対面総会、年度末に書面総会（電磁的記録・決議を含む）として開催する。ただし、規約改定承認・PTA会費変更等の重要議案がある場合には対面総会として開催する。
- (2) 災害等やむを得ない事情で招集が困難な場合には、運営委員会で決定した方法により、対面総会を開かず書面総会（電磁的記録・決議を含む）を行うことができる。
- (3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の書面での要求があったとき開催する。
- (4) 総会は次にあげる事項を審議し、承認を得る。
 - イ 前年度の活動報告・決算承認
 - ロ 今年度の活動計画案・予算案承認
 - ハ 次年度役員承認
 - ニ 規約の改定承認・細則規定の制定改廃報告
 - ホ その他、重要事項の審議・承認

第12条 総会は、委任状を含め会員の3分の1以上の出席（書面または電磁的決議の場合、3分の1以上の提出）があったとき成立する。

第13条 総会の議事は、委任状を含め会員出席者の過半数（書面または電磁的決議の場合、提出数の過半数）の賛成によって決定する。

第7章 役員会

第14条 役員会は規約第7章第16条の役員にて構成される。

第15条 役員会は毎月1回開くことを原則とし、次の事項を審議する。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 運営委員会にかける議案の作成および手続き。
- (3) その他必要事項の企画運営。

第16条 本会の役員は、次のとおりとする。

会 長	1名	（保護者）
副会長	3名	（保護者2・教職員1）
書 記	3名	（保護者2・教職員1）
会 計	3名	（保護者2・教職員1）
顧 問	若干名	（学校長及び学校長が推薦するもの）

ただし、会長に立候補がない場合に限り、以下の役員もあわせて構成される。

渉 外	2名	（保護者）
-----	----	-------

第17条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第18条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 保護者側役員の選出は、細則で定めたとおりとする。
- (2) 教職員側役員の選出は、年度初めに学校長が決定し、本人の承諾を得たあと総会にて報告する。
- (3) 顧問については、学校長及び学校長が推薦するもの（役員経験者、ただし会員資格を有しないものでも可能とする）とし、本人の承諾を得たあと総会にて報告する。
- (4) 任期途中で会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格し、運営委員会にて承認を得る。会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員の中から選出する。補充役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第8章 役員の任務

第19条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長
 - イ 本会を代表し、会務を総括する。
 - ロ 総会および役員会、運営委員会、常任委員会を招集する。
 - ハ 各常任委員会の委員長・副委員長を委嘱する。
 - ニ 運営委員会の承認を得て、特別委員会の委員長を委嘱する。
 - ホ 学校外における本会が関係する活動について、本会の代表者とする。
- (2) 副会長
 - イ P T A活動が円滑に遂行できるよう連絡・調整をし、役員間で連携し、会務を行う。
 - ロ 会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
 - ハ 会長不在で渉外が選出された場合、学校内の会長の任務（第19条（1）イ～ニ）を代行する。ただし、会務の統括は役員会でおこなうこととする。
- (3) 書記
 - イ 総会・役員会・運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管する。
 - ロ 役員間で連携して、会務を行う。
- (4) 会計
 - イ 本会のすべての会計を処理し、会計監査を経た上、総会において決算報告する。
 - ロ 役員間で連携して、会務を行う。
 - ハ 原則として、次年度の会計監査の任務を行う。
- (5) 渉外
 - イ 会長不在の場合、本会の渉外担当（第19条（1）ホ）を行う。
 - ロ 役員間で連携して、会務を行う。
- (6) 顧問
 - イ 本会の発展のため、運営の相談・助言を行う。
 - ロ 総会・役員会・運営委員会に出席することができる。

第9章 会計監査委員

第20条 本会の会計を監査するため、2名以上の会計監査委員を置く。

第21条 会計監査委員は、定期監査のほか、必要に応じて監査を行うことができる。

第22条 会計監査委員の選出は、原則として前年度会計役員とし、卒業等により会員資格を有しない場合でも会計監査を行うことができる。

第10章 運営委員会

第23条 運営委員会は、規約第7章第16条の役員と各委員会の委員長・副委員長にて構成される。

第24条 運営委員会は、毎月1回開くことを原則とし、次の事項を審議する。

- (1) 役員会・各委員会より提出された議案事項の調整・決定。
- (2) 年間収支予算案の作成。
- (3) 総会にかける議案の作成および手続き。
- (4) その他、必要事項の企画運営。

第11章 常任委員会および特別委員会

第25条 会の活動に必要な事項について、企画運営するために、次の常任委員会を置き、互いに協力し合うものとする。

- (1) 学年学級委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 指名委員会
- (4) 校外委員会

第26条 常任委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第27条 常任委員の選出は、細則で定めたとおりとする。

第28条 特別な事項について必要なときは、特別委員会を設けることができる。

第12章 常任委員会の任務

第29条 常任委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学年学級委員会
 - イ 学年および学級の連絡を中心として、学習・生活指導等の教育活動に協力する。
 - ロ 教職員と保護者の親和をはかり、学級懇談会を効果的にする。
 - ハ 会員の教養を高めるため、講演会・講習会その他の集会を開催することができる。
 - ニ その他、学年学級委員の活動に関すること。
- (2) 広報委員会
 - イ 本校の児童およびP T A活動について、情報の伝達・会員相互の連絡をはかるため、広報誌を発行する。

- ロ その他、広報委員の活動に関する事。
- (3) 指名委員会
 - イ 会員の中から次年度役員候補者を選出し、本人の承諾を得たあと総会において承認を得る。
 - ロ 学年学級・広報・指名委員の選出を、役員と協力して行う。
 - ハ その他、指名委員の活動に関する事。
- (4) 校外委員会
 - イ 児童の地域における生活と交通安全の指導にあたる。
 - ロ 教育環境の充実に地域として協力する。
 - ハ 校外委員の選出を行う。
 - ニ その他、校外委員の活動に関する事。

第13章 会計

- 第30条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。
- (1) 会費は、一家庭につき、年額3,960円とする。
会費については、運営委員会にて検討し総会にて承認を得る。
 - (2) 会員で特別な事情がある時には、運営委員会の承認を得て、会費の一部または全額を免除することができる。
- 第31条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第32条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第34条 本会の経費における口座の取り扱いは会計とする。

第14章 規約・細則・規定

- 第35条 本規約は、総会において委任状を含め出席者の過半数（書面または電磁的決議の場合、提出数の過半数）の賛成によって、改正することができる。ただし、改正案は、総会開催の少なくとも1週間前には、全会員に知らせておかななければならない。
- 第36条 本会の運営に関し必要な細則・規定の制定または改廃は、本規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。その結果も次期総会に報告しなければならない。

付 則

- *本規約は、昭和59年 2月19日より実施する。
- *本規約の一部を、昭和62年 2月14日改正、翌15日より実施する。
- *本規約の一部を、平成 元年 3月 8日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成 4年 3月 5日改正、翌 6日より実施する。
- *本規約の一部を、平成 9年 3月 3日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成14年 3月 2日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成16年 3月 6日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成17年 3月 5日改正、翌 6日より実施する。
- *本規約の一部を、平成21年 5月22日改正、翌23日より実施する。
- *本規約の一部を、平成23年 2月19日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成26年 2月15日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成28年 2月13日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成29年 2月18日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成30年 2月10日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、平成31年 5月16日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、令和元年 9月12日改正、当日より実施する。
- *本規約の一部を、令和3年 2月15日改正、当日より実施する。

横浜市立荏田東第一小学校 P T A 細則

第 1 章 役員を選出

- 第 1 条 役員を選出は、指名委員会と運営委員会が協議してすすめる。ただし、免除申請等個人情報に関わるものは、指名委員会と学校で協議の上決定する。
- 第 2 条 会長の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 選出は、家庭単位とする。
 - (2) 選出方法は、立候補を原則とする。立候補者がいない場合は、指名委員会が会員の中から候補者を推薦する。
 - (3) 候補者を選出できない場合には会長不在とし、他の役員選出時に渉外の選出をあわせて行う。
- 第 3 条 会長以外の役員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 選出は、家庭単位とする。
 - (2) 選出方法は、立候補を原則とする。立候補者がいない場合は抽選とする。
 - (3) 各役職に対する募集人数を超えて立候補者がいる場合は、候補者同士の話し合いにより調整する。
 - (4) 立候補の役職と立候補者名は、受付締め切り後、公表する。
 - (5) 抽選対象は会員全員（教職員を除く）であるが、細則第 3 章第 7 条の（1）に当てはまる者と当該年度の指名委員はこの限りではない。ただし自ら立候補することは妨げない。
 - (6) 特別な事情を持つ者は、立候補の受付期間終了後、指名委員会が定める期間内に指定する方法で自ら申請し、指名委員会および学校が協議し、抽選対象から除外することができる。
 - (7) 立候補者が定員に満たない場合、抽選により役員候補者を選出し、役員候補者説明会を開催する。役員候補者説明会における選出方法は、立候補を原則とする。立候補者がいない場合は、指名委員会による抽選で候補者を決定する。
 - (8) 役員候補者は、年度末総会にて承認を得て、次年度役員に決定する。

第 2 章 常任委員および委員長・副委員長の選出

- 第 4 条 常任委員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 学年学級・広報・指名委員
 - イ 学年学級委員は学年毎に 6 名を上限として選出する。ただし 1 年生は学級毎の選出とする。最終人数に関しては運営委員会にて決定する。
 - ロ 広報委員は学年毎に 1 名を選出する。
 - ハ 指名委員は学年毎に 1 名を選出する。
 - ニ 1 児童につき 1 回以上おこなうものとする。ただし、細則第 3 章第 7 条（1）に当てはまる者はこの限りではない。
 - ホ 選出方法は、立候補を原則とする。立候補者がいない場合は、当該児童の委員未経験者優先で抽選とする。
 - (2) 校外委員
 - イ 地区毎に選出する。

- ロ 1家庭につき1回以上行うものとする。平成29年度までは児童数選出のため、当該児童に対して委員活動をしたこととみなし、かつ、1家庭に対して活動をみたしたものとする。
 - ハ 選出方法は、立候補を原則とする。立候補者がいない場合は、未経験者優先とする。
- 第5条 各常任委員会の委員長および副委員長の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 選出方法は、立候補を原則とする。
立候補者がいない場合は、次年度2学年から6学年までの委員にて抽選を行う。
 - (2) 役員経験者や、当該児童にて各委員会の委員長および副委員長を引き受けた者は、抽選の対象にはならない。
- 第6条 任期途中で各委員に欠員が生じたときなど活動に支障が出る場合には、運営委員会の承認を得て補充することができる。補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第3章 役員・委員等経験者の免除

- 第7条 役員・委員の永年免除対象者は次のとおりとする。
- (1) 以下を経験した者はきょうだい児含め永年免除とする。
 - イ 役員
 - ロ 学年学級・広報・指名委員会いずれかの委員長・副委員長2回の活動
 - ハ 学年学級・広報・指名委員会いずれかの委員長・副委員長1回の活動と会計監査委員1回の活動
 - ニ 校外委員会の委員長・副委員長2回の活動
 - ホ 校外委員長・副委員長1回の活動と学年学級・広報・指名委員会いずれかの委員長・副委員長1回の活動
 - へ 校外委員長・副委員長1回の活動と会計監査委員1回の活動
 - (2) イ～ハの経験者の校外委員選出は、地区での選出となるため免除の対象外とする。
 - (3) 永年免除者の自らの立候補は妨げない。ただし、常任委員を引き受けた場合は委員長・副委員長免除とする。
- 第8条 委員免除対象者は次のとおりとする。
- (1) 以下を経験したものは、児童数選出のため当該児童において学年学級・広報・指名委員の免除とする。
 - イ 第7条(1)にあてはまる者
 - ロ 会計監査委員
平成22年度までに会計監査委員を経験した者は当時の細則に準ずる
平成23年度から令和3年度までは、1回(2年)の活動
 - ハ 学年学級・広報・指名委員会いずれかの委員長・副委員長1回の活動
 - (2) 以下を経験したものは、家庭数選出のため校外委員のみ免除とする。
 - イ 校外委員会の委員長・副委員長1回の活動
- 第9条 各委員会委員の免除は次のとおりとする。
- (1) 各委員会委員は、役員免除、委員免除なし。
 - (2) 立候補が定数に満たない場合には、抽選対象者は役員・委員未経験者を優先して決定とする。
 - (3) 特別委員および特別委員委員長・副委員長は役員免除・委員免除なし。
 - (4) 横浜市PTA連絡協議会の常置委員の経験者は、常任委員会各委員長・副委員長と同じ扱いとする。

第4章 引継ぎ

第10条 旧年度役員・運営委員・常任委員と新年度役員・運営委員・常任委員はお互い協力し引き継ぎに努めることとする。

会員資格を有しない旧年度役員・運営委員・常任委員が引き継ぎをする場合は、新年度役員・運営委員・常任委員立会いのもと、本校にて情報開示の許可を得て引き継ぎをすることができる。

第5章 事務事業費

第11条 1万円以上の事務事業費の使用については運営委員会の承認を得なければならない。

第12条 次年度予算は前年度運営委員会により決定する。

第6章 おやじの会・PTAサークル等

第13条 会員相互また地域の方々との親睦を深め、交流を図ることを目的とする。

第14条 発足については、「活動申請書」を役員会に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

第15条 活動については自主的に管理し、活動内容は「活動報告書」で役員会に提出し総会で報告しなければならない。次年度引き続き活動する場合には、「活動継続申請書」「活動計画案」を役員会に提出することとする。

第16条 活動助成金については、運営委員会で決定する。

付 則

- *本細則は、昭和59年 2月19日より実施する。
- *本細則の一部を、昭和62年 1月13日に改正、即日実施する。
- *本細則の一部を、昭和62年 2月 5日改正、同年4月1日より実施する。
- *本細則の一部を、昭和62年 2月14日改正、翌15日より実施する。
- *本細則の一部を、平成 元年 2月10日改正、平成 元年より実施する。
- *本細則の一部を、平成 元年 3月14日改正、翌15日より実施する。
- *本細則の一部を、平成 6年 3月 1日改正、翌 2日より実施する。
- *本細則の一部を、平成 9年 2月18日改正、翌19日より実施する。
- *本細則の一部を、平成13年 3月 3日改正、翌 4日実施する。
- *本細則の一部を、平成14年 3月 2日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成16年 3月 6日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成17年 3月 5日改正、翌 6日より実施する。
- *本細則の一部を、平成21年 5月22日改正、翌23日より実施する。
- *本細則の一部を、平成22年 9月 3日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成24年 1月12日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成24年 9月 4日改正、11月 9日より実施する。
- *本細則の一部を、平成26年 2月15日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成26年 7月 4日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成28年 2月13日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成29年 3月 3日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成29年 4月27日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成30年 1月11日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、平成31年 4月22日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、令和元年 9月 4日改正、同日実施する。
- *本細則の一部を、令和2年 12月 2日改正、同日実施する。

横浜市立荏田東第一小学校 P T A

慶弔規定

第 1 章 目的

第 1 条 本規定は、横浜市立荏田東第一小学校 P T A 会員（教職員、児童の父母または保護者）並びに児童の慶事及び弔事に際して、見舞いもしくは祝い金等を贈呈し、慶弔の意を表すものとする。

第 2 章 慶弔金・見舞金 等

第 2 条 本校の慶弔費については、次に掲げるとおりとする。

(1) 慶弔費一覧表

慶事	結婚	教職員	祝い金 5000 円
	出産	教職員 (配偶者含む)	子ども一人に対し 祝い金 5000 円
	卒業	担任（個別級含む） 学校長	3000 円相当の花束
弔慰	死亡	児童	弔慰金 10000 円 及び 生花 1 基（15000 円程度） ※辞退等は会員の希望を 第一優先とする
		会員（保護者）	
		教職員	
見舞い	入院 (1 か月以上)	児童	見舞金 3000 円
		教職員	
餞別	転任・退任	教職員	勤続年数に関わらず 3000 円相当の花束

- (2) 会員及び児童の被災（震災・火災・風水災害等）については、運営委員会の協議により決定する。
- (3) 本校に関わる功労者（在職したことのある教職員・地域来賓等）の弔慰については、学校と役員会の協議により決定し、後日運営委員会にて報告する。
- (4) 本規定に掲げられていない事項については、原則として運営委員会の協議により決定する。ただし、緊急の場合には学校と役員会の協議により決定し、運営委員会で報告する。

第 3 章 その他の事項

第 3 条 慶弔見舞金に対する返礼は、一切受領しない。

第 4 条 目的を遂行するための費用は、「慶弔費」をもってあてる。

第 5 条 本規定の会計事務は、会計がおこなう。

付 則

- *本規定は、昭和59年 4月 1日より実施する。
- *本規定の一部を、昭和62年 4月 4日改正、翌 5日より実施する。
- *本規定の一部を、昭和63年 4月 4日改正、翌 5日より実施する。
- *本規定の一部を、平成 元年 3月 14日改正、翌 15日より実施する。
- *本規定の一部を、平成 2年 10月 9日改正、翌 10日より実施する。
- *本規定の一部を、平成 12年 3月 4日改正、翌 5日より実施する。
- *本規定の一部を、平成 14年 3月 2日改正、同日より実施する。
- *本規定の一部を、平成 16年 3月 6日改正、同日より実施する。
- *本規定の一部を、令和 2年 12月 2日改正、同日より実施する。

横浜市立荏田東第一小学校 P T A

資源集団回収規定

第1章 目的

- 第 1 条 学校・家庭・地域の環境をよくし、P T A活動ならびに地域活動の活性化を図ることを目的とする。

第2章 収益金

- 第 2 条 本事業で得た収益金の使途は次の通りとする。
- (1) P T A活動や地域活動に必要な経費の補助。
 - (2) 学校周辺行事などの催し物の経費の補助。
 - (3) その他、本規定に掲げられていない使途については、原則として運営委員会の協議により決定する。緊急の場合には、学校と役員会の協議により決定し、後日運営委員会にて報告する。

第3章 会計

- 第 3 条 本規定に関する会計業務は次の通りとする。
- (1) 本事業の経費における口座名義は「横浜市立荏田東第一小学校 P T A資源回収」とし、取り扱いは会計とする。
 - (2) 本事業の収益金は、「事務事業費」に繰り入れることとする。

- 付 則
- *本規定の一部を、平成14年 3月 2日改正、同日より実施する。
 - *本規定の一部を、平成16年 3月 6日改正、同日より実施する。
 - *本規定の一部を、平成17年 3月 5日改正、翌6日より実施する。
 - *本規定の一部を、平成31年 4月22日改正、同日より実施する。
 - *本規定の一部を、令和 2年12月 2日改正、同日より実施する。

横浜市立荏田東第一小学校 P T A

個人情報取扱規定

第 1 章 目的

第 1 条 本規定は、横浜市立荏田東第一小学校 P T A（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・地域来賓名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

第 2 章 責務

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 章 管理者

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長（もしくは渉外）とする。

第 4 章 取扱者

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・常任委員・特別委員とする。

第 5 章 秘密保持義務

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 章 収集方法

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第 7 章 周知

第 7 条 個人情報取扱いの方法は総会資料、または文書等で会員に周知する。

第 8 章 利用

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 活動遂行のため

- (2) 会員名簿・役員名簿・委員名簿・地域来賓名簿の作成のため
- (3) 役員候補者選出及び委員選出に利用する名簿の作成のため
- (4) 地区班活動に利用する名簿の作成のため
- (5) 会費集金、管理、その他の文章の送付のため

第9章 利用目的による制限

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10章 管理

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11章 保管及び持ち出し等

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

第12章 第三者提供の制限

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第13章 第三者提供に係る記録の作成等

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条1から4の場合、及び、県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者同意を得ている旨

第14章 第三者提供を受ける際の確認等

第14条 第三者（第12条1から4の場合、及び県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第15章 情報の開示

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第16章 漏えい時等の対応

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17章 研修

第17条 本会は、役員・常任委員・特別委員に対して、定期的に、個人データ取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第18章 苦情の処理

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則 *本規定は、平成29年 4月27日より実施する。
 *本規定は、令和 2年12月 2日より実施する。

横浜市立荏田東第一小学校

スクールゾーン・防犯対策協議会規定

第1章 名称および事務局

第1条 本会を「横浜市立荏田東第一小学校 スクールゾーン・防犯対策協議会」（以下「協議会」という）と称し、事務局を横浜市立荏田東第一小学校におく。

第2章 目的

第2条

- (1) 協議会は、荏田東第一小学校の学区内における交通事故防止のため、関係機関及び団体との連携を図り、活動することを目的とする。
- (2) 協議会は、荏田東第一小学校の学区内における犯罪防止のため、関係者及び団体との連携を図り、活動することを目的とする。
- (3) 協議会は、子供の安全を図るため防犯対策事業を行うものとする。
- (4) 協議会は、荏田東第一小学校における児童の安全確保を図るため、学校安全管理活動を支援する。

第3章 区域

第3条 協議会の対象区域は、荏田東第一小学校の学区内とする。

第4章 活動

第4条 協議会は、第2章 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 子ども110番の家に関する活動
- (2) 学校内、学校外の防犯パトロールに関する活動
- (3) 安心・安全なまちづくりに関する活動

第5章 組織

第5条 協議会は、荏田東第一小学校を基盤として、次に掲げる者をもって組織とする。

- (1) 校外委員
- (2) PTA役員
- (3) 学校関係者
- (4) 学区内の連合会長・自治会長・地域関係者
- (5) 警察・区役所地域振興課・土木事務所
- (6) 交通安全協会関係者
- (7) 防犯関係者
- (8) その他

第6章 役員

第6条 協議会の役員・会計監査および委員として、次に掲げる者を置く。

- (1) 会長 ……1名（校外委員長兼スク対会長）
 - (2) 副会長 ……2名（校外副委員長兼スク対副会長・PTA会長若しくは渉外）
 - (3) 書記 ……2名（校外委員）
 - (4) 会計 ……2名（PTA会計）
 - 会計監査 ……2名（PTA会計監査）
- その他必要な委員…若干名

第7条 役員・会計監査および委員の選任は、第5章の構成員の互選とする。

第7章 会議

第8条 協議会の会議は全体会とし、必要に応じて会長が招集する。

第9条 会議においては、役員および委員から提案された事項について協議する。

第8章 会計

第10条 協議会の経費は、区の助成金をもってあてる。

第11条 協議会の経費における口座名義は「横浜市立荏田東第一小学校スクールゾーン防犯対策協議会」とし、取扱いは会計とする。

第9章 改廃

第12条 本規定の改廃については、規定に反しない限り運営委員会の議決を経て定め、改廃後の規定を助成金申請先に提出しなければならない。

- 付 則
- *この規約は、平成18年 2月 9日から施行する。
 - *本規約の一部を、平成18年 6月26日改正、同日より実施する。
 - *本規約の一部を、平成31年 3月 5日改正、同日より実施する。
 - *本規約の一部を、令和 2年12月 2日改正、同日より実施する。